

伊達市監査委員訓令第 1 号

監査委員事務局

伊達市監査委員監査基準の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 27 日

伊達市代表監査委員 笠原 裕二

伊達市監査委員監査基準の一部を改正する訓令

(以下別紙)

伊達市監査委員監査基準の一部を改正する訓令

伊達市監査委員監査基準（令和３年伊達市監委訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第９号中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

第８条第２項中「法施行令第158条の２第５項」を「法第243条の２第10項（公企法第33条の２において準用する場合を含む。）」に、「地方税の収納事務の受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「会計管理者」の次に「等」を加える。

附 則

この訓令は、令和８年９月24日から施行する。